この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の 防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第3条第1項の 規定により、<u>令和5年4月9日執行の岡山県議会議員選挙</u>において、次の現在する場所で郵便等による投票 を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和5年 ● 月 ● 日

記入例

	土!	野市设	選挙管理多	受員会委員長 殿 <u>必ず自分で記載(自筆)</u> して		
	1 請求者	フリガナ		センキョ タロウ ください。		
			氏名 署名)	選挙太郎		
		住所		〒 706 - ●●●● 岡山県玉野市●● ●丁目●番●号		
		連	電話番号	090 (1234)		
		連絡先	メール アドレス	abc123@sample.xx.jp	連絡の取れる電話番号を	
		クリカス 現在する場所 投票用紙等送付先)		□ 住所と同じ ② 住所以外 (以下に記載) 〒 700 - ●●● 岡山県 ● 市 ● 町 ● 丁目 ●番 ● 号 ● ホテル	記載してください。	
				(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 (次の①~③	のいずれかを選択)	
書選健た一康置	3 提示(同封) する文書 「私山白忠西達」 書面の提示ができない場 選択し、理由及び要請等の 健所等の名称を記載してく ただし、健康フォローアッ 一等に登録した場合は、登 康フォローアップセンタ 電主体である自治体を記 ださい。			***		
	(2) その他の文書(該当する場合のみ選択)					
				□ 在外選挙人証(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の□ 選挙人名簿登録証明書(選挙人名簿登録証明書の交付を受□ 南極選挙人証(南極選挙人証の交付を受けている選挙人の	けている船員の場合)	
	4 引き続き当該都道府県 の区域内に住所を有することの確認を申請します。					
#考					して iや、	

- 2 投票用紙等は現 玉野市からの転出後に岡山県外へ転出したことがある方は、玉野市では投票できません。)
- 3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次の いずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)
 - イ 検疫法による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行規則第4条の3)
 - ウ 検疫法による隔離・停留の措置 (同法第14条第1項第1号又は第2号) により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 4 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極 選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行 令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- 7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。